

ID: 1973

担当部署: 市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	限度額適用・減額認定証の交付		
法令名称 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第27条の14の5第2項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【根拠条文】 (令第29条の4第1項第3号ホ若しくはへ、第4号ホ若しくはへ又は第5号ロの市町村又は組合の認定) 第27条の14の5 2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「限度額適用・減額認定証」という。)の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、限度額適用・減額認定証を、当該世帯主又は組合員(当該被保険者に係る資格確認書(認定に係る情報が記載されていないものに限る。)の交付を受けているものに限る。)に有効期限を定めて交付しなければならない。 (1) 市町村 様式第1号の9による限度額適用・標準負担額減額認定証 (2) 組合 様式第1号の9の2による限度額適用・標準負担額減額認定証 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日